

# 青森県報

第二千八百八十一号

平成十五年六月二日(月曜日)

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

## 目 次

### 規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(人事課) …… 一

### 告 示

保安林皆伐許容面積の限度(林政課) …… 一

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出(水産振興課) …… 四

右 同(三戸地方農林事務所) …… 四

### 公 告

土地改良区の定款変更の認可(農村整備課) …… 四

右 同(建築住宅課) …… 五

開発行為に関する工事の完了(弘前県土整備事務所) …… 五

建設業者の許可の取消し(同) …… 五

右 同(同) …… 五

## 規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則をここに公布する。

平成十五年六月二日

青森県規則第五十六号

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百二十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の事務吏員は、青森県部設置条例(昭和三十七年三月青森県条例第三号)第一条に定める部の長の職にある事務吏員とし、その代理する順序は、同条に定める部の順序とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第三百九十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十五年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十五年六月二日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在
〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	保安林種
七・四〇	三〇九・一三	一六七・一四	一四八・五九	九五三・九〇	七二四・〇七	五九九・八一	二五・二七	六五・〇四	七七・四四	六一一・六八	二五七・四五	六八〇・九三	五八三・一〇	一、一一九・八六	七四・五八	一七六・九八	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・一三	九八・四六	九六・四〇	一・一四	七三・七三	二二・四四	一四七・一七	一四九・三八	一八・一〇	一〇六・三四	四〇・六八

六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	金木町	鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	木造町	車力村	森田村	岩崎村	深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・七六	〇・〇二	五五・二〇	六九・二〇	〇・八〇	〇・六〇	一・五四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	七戸町	上北郡東北町	脇野沢村	川内町	下北郡大間町	平内町	東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	上北町	七戸町	横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四八・二八	三・二六	二・七四	二・八七	〇・三八	五・〇二	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇



土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成十五年五月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六五二の一	上北郡野辺地町字大月平三三の一 らくのう青森農業協同組合
南津軽郡尾上町大字中佐渡字村元の一 一、二及び一、三	南津軽郡尾上町大字中佐渡字村元の一 四 北山昭子
上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎四四二の三及び四四二の四	上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎四四一の一 齋藤八千志 齋藤雪子
南津軽郡浪岡町大字浪岡字林本六四の一から六四の九まで、六五の五、六五の一九及び六五の二〇	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田二〇の一 有限会社ロックハウス青森
南津軽郡平賀町大字大坊字福田四八及び四九の二	弘前市大字若党町五の四 成田幸則

上北郡野辺地町字上川原二二の二から二二の四まで、字昼場一四の二、一七の二、一七の四、一七の五、字餅栗川原一八の三及び一八の四	上北郡野辺地町字鳴沢八一の七 敦賀俊剛
--	------------------------

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年六月二日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 商号又は名称 村岡建設
  - 二 氏名 村岡 正勝
  - 三 主たる営業所の所在地 黒石市竹田町七一
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一三二六四号
  - 五 取消年月日 平成十五年五月十五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実 平成十五年五月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十五年六月二日
- 青森県知事職務代理人  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄
- 一 商号又は名称 藤崎建設

- 二 氏名 齋藤 正雄
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一二二六号
- 五 取消年月日 平成十五年五月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十五年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭